

令和7年度第1回伊予市文化財保護審議会議事録

令和7年8月20日

【日時】令和7年7月24日（水）10時00分～12時05分

【場所】彩浜館 エントランスホール

【出席者】審議会委員：胡光（会長） 井関憲明 岩田恒郎 遠藤貢治
岡田敏彦 遠部 慎 門田眞一 玉井光憲
中尾治司 本田 壽 水元 猛 三吉秀充
以上12名

教育委員会：上岡 孝 窪田春樹

事務局：北岡康平 西岡美加 島崎達也

【欠席者】なし

委員会議事録

（※文字起こしにあたり、素起こししてケバ取りをした。加えて、同じ発言の繰り返しは削除し、明らかな言い誤りを修正するなど、部分的に整文した。一部を除いて個人名・施設名は伏せた。）

（司会）おはようございます。（一同：おはようございます。）令和7年度第1回伊予市文化財保護審議会を開催いたします。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、どうもありがとうございました。開会にあたりまして、上岡教育長がご挨拶を申し上げます。

（教育長）みなさん、おはようございます。（一同：おはようございます）伊予市教育委員会教育長の上岡と申します。本日はお忙しい中お集り頂き、ありがとうございます。例年は、IYO夢みらい館の2階での開催となっておりますが、今回は、彩浜館で開催することとなりました。私も伊予市の人間ですので、この彩浜館は、2階で宴会をしたり、ちょうど伊予彩まつりがありますが、その時集まったりした記憶がございます。皆様ご承知の通り、伊予市の地域交流の場として活用されてきた歴史的な建物であり、2階からは、風光明媚な伊予港を一望することができます。令和7年度最初の審議会を彩浜館で開催できることを大変嬉しく思います。また、委員の皆様におかれましては、2年間の任期満了に伴い、委員の就任をお願いしましたところ、引き続き10名の方が再任して頂くこととなり、加えて、新しく井関委員さん、遠部委員さんに加わって頂きました。皆様におかれましては、今後とも御協力の程よろしく願いいたします。

この伊予市文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に上程するものとされております。地域の歴史や文化の価値を次世代へとつなげていくためには、今後ますます皆様のお力添えが重要になってまいっております。

また今年は、伊予市の市町村合併から 20 周年という節目の年を迎えましたが、これまでの歩みを大切にしながら、今後も引き続き、伊予地域、それと中山地域、そして双海地域、それぞれの特色と魅力を再認識し、地域社会全体で総合的に文化財の「保護」「継承」「活用」を努めて参りたいと思っております。本日は、委員の皆様から建設的かつ多角的なご意見をいただきながら、今後の伊予市における文化財保護行政が、より実りあるものとなるよう努めてまいりたいと存じますので、どうかお願いします。本日はどうか、よろしくお願いいたします。

(司会) それでは、次第に沿って進めさせていただきます。これより、座って進行させていただきます。次第「2. 伊予市文化財保護審議会委員の委嘱について」

「(1) 伊予市文化財保護審議会委員について」説明いたします。本審議会は、伊予市文化財保護条例第 17 条に基づいて設置されており、教育委員会の諮問に応じて文化財の保護及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議していただくことになっております。伊予市文化財保護条例の施行規則第 15 条で、本審議会は 12 名以内の委員によって組織され、文化財に関し、豊かな知識や経験のある方々を教育委員会が委嘱することになっております。本年 6 月 1 日から 2 年間、12 名の委員の皆さま方、文化財保護へのお力添えをいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。なお、委嘱状につきましては、5 月 21 日付で郵送させていただきました。ご確認くださいでしょうか？

それでは、(2)「自己紹介」に移りたいと思っております。本日は新しいメンバーでの初めての会議ですので、自己紹介をお願いします。まずは委員 6 さんから順番にお願いいたします。

(出席者全員の自己紹介)

(司会) ありがとうございます。それでは、つづいて本審議会の会長の選出を行いたいと思っております。

(3) 伊予市文化財保護審議会会長の選出

(司会) 伊予市文化財保護条例施行規則の第 16 条において、審議会に会長を置

き、委員の互選によってこれを定める。会長は、会務を総理する、と定められています。委員の皆様方から、自薦 他薦がありましたらお願いいたします。

(門田委員) はい。前会長の門田です。実は、2年前も申し上げたのですが、私も審議会、旧伊予市時代から関わっておりました。武智利博先生が(会長を)やっておられて、その跡を継ぐ形で。考えてみたら、それから12年。恐ろしいことになっておりまして。是非、前回も申し上げたと思いますけれども、代理ということでお願いしておりました、愛媛大学の胡先生を、また引き続き、審議会の会長に推薦したいと思います。私の他薦ということで、失礼ですが、よろしくお願い致します。以上です。

(司会) 胡委員さん。如何でしょうか。

(胡委員) はい。推薦いただきまして、非常にありがとうございます。本来であれば、門田先生のような地元の方に会長を務めていただくのが一番いいと思っておりますが、もし他の委員の皆様が、お許しいただけるのであれば、今回は私が会長を御引き受けしたいと思います。皆様いかがでしょうか？

(複数人が拍手)

(胡委員) ありがとうございます。地元の事は皆様の方がよくご存知だと思しますので、是非、色々御協力いただきながら進めていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い致します。(一同：拍手)

(司会) ありがとうございます。それでは、胡会長、よろしくお願い致します。では、会長席の方へお席をご移動お願いします。(胡会長：席を移動) また、伊予市文化財保護条例施行規則の第16条第3項におきまして、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する」となっておりますので、胡会長、代行する委員の指名をお願いいたします。

(胡会長) それでは、引き続き助けていただきたいということで、門田委員さん、お願いできますでしょうか。

(門田委員) はい。

(司会) ありがとうございます。それでは、門田委員ということで、お引き受け

いただきましたので、よろしくお願いいたします。

(一同) (拍手)

(司会) それでは、先程もおっしゃっていただきましたけれども、改めまして、胡会長、ひとことご挨拶をお願いします。

(会長) はい。皆様推薦いただき、どうもありがとうございました。私も愛媛大学に着任してもう 15 年になりますけれども、着任の時から武智利博先生に推薦いただきまして、こちらの審議会の方に入れていただいて、もう早 10 年以上になるということで、改めて、非常に長い間やっているなというのを実感しております。地元のことは地元の皆様が一番よくご存知だと思うのですが、愛媛県内の状況であるとか、あるいは全国的な状況であるとかも合わせながら、この審議会を運営していきたいなと思っておりますので、どうぞ皆様の方も、今まで以上に御協力の方よろしくお願いいたします。

それでは、座って会の方を進めさせていただきます。それでは、今回の議題は「報告事項」と「その他」となっておりまして、審議の議事はありませんので、報告事項の 5 つについて順番に進めて参ります。まず、(1)「令和 6 年度第 2 回審議会で見解のあった件への対応について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局 2) はい。まずは、お手元の資料の確認をお願いします。次第のついた本文と、資料をまとめたもの、2 部を郵送しましたが、お手元にございますか？本審議会では、基本的に次第のついた本文を用いて説明し、補足的に資料を使用しますので、よろしくお願いいたします。では、本文、次第をめくって 1 ページをご覧ください。

3. 報告事項

(1) 令和 6 年度第 2 回審議会で見解のあった件への対応について

(事務局 2) まずは、前回の審議会でのいただいた御意見御指摘に対する、対応・回答を御説明いたします。

まず、市指定文化財「長泉寺石造層塔」の欠損している銘文の年号部分が、『伊予市誌』を作成した段階では見えていたのではないかと御指摘がありました。これに関しては、その可能性は低いと回答します。根拠として、『伊予市誌』が刊行される 9 年前、昭和 40 年に刊行された『愛媛県金石史』に掲載された写真から、当時の銘文の状況が確認できるからです。詳細は資料 1 の左上の写真をご覧ください。昭和 40 年の時点で元号の最初の一文字は、現在と同じく欠損

しています。このように欠損していても、干支「乙丑」から年号が文永であると推測可能であることは、令和 6 年度第 1 回審議会で提示した資料 3 の通りです。

次に、YouTube に投稿している動画が長いのでは？動画の長さはある程度同じにする方が観やすくなる。との御指摘がありました。ありがとうございました。これについては、一般向けの普及啓発だけでなく、調査成果の報告も兼ねて動画を作成しているため、内容によって動画の長さを同程度にするのが難しいのが現状です。ただ、御指摘を受けて、3～5 分程度を目安に、動画の時間を可能な限り同じにするよう努力します。

次に、文化財体験講座として実施した遺跡詳細分布調査で、踏査前に公民館で講座を行えるのが望ましい。との御指摘がありました。ありがとうございました。これについては、公民館の負担にならない範囲で、実施できないか検討します。少なくとも、踏査の前に参加者に簡単な説明を行う必要はありますので、その方向で検討できないかと考えます。

最後に、民具を保管している旧永木小学校、旧野中小学校校舎の雨漏り対策と活用について御指摘がありました。これについては、民具の移動と、雨漏りの確認を随時行います。ただ、旧野中小学校の校舎 3 階については、既に雨漏りがひどい状態で、現地確認のたびに雨漏り対策のために設置したバケツに溜まった水を排水していますが、状況は年々悪化しています。以上です。一旦、ここで説明を区切ります。

（会長）はい。それでは、今の説明に対しまして、質問や御意見などございましたら、よろしくお願いします。

（委員 11）よろしいですか？

（会長）はい。

（委員 11）はい。委員 11 です。「長泉寺石造層塔」について。これは私が前回質問させていただいたんですけど、回答が、質問とずれているんじゃないかと。学術的な視点でちょっと整理した方がいいと思うんですけども。これ、『伊豫市誌』がですね、昭和 49 年に刊行された時点では、当然見えてなかったというのは、ご指摘の通りだと思います。なぜかという、ここで資料 1 でお示しされたように、正岡健夫さんの『愛媛県金石史』が 1965 年に出ているわけですから、これは写真ですよ。写真ということで 1965 年以前に撮った写真で、欠けているというのが、わかるんじゃないかと思いますので、『伊豫市誌』の初版の段階ではそれは当然見えてなかったというのは、ご指摘の通りだと思います。ですから、

1965 年の写真が撮影された時点で欠けているっていうのが、今示されている資料で見えるのではないかと思います。そして、一番問題なのは、これが県の史跡になるかどうかという議論が 1 回目であったと思いますが、少しはつきりしておかないと、指定の時にたぶん問題になるのではないかと思います。『伊豫市誌』を、どなたが書かれたのかというのがすごく関係あると思います。参考にされた資料がどういったものをされているのか？ですから 1965 年以前の、例えば拓本なり、そういったものがあつたのかどうかっていうのは、可能性がひとつあるかなと思います。ですから、この「欠除」というのが、どういう「欠除」なのか。「少し」と書いていますから、全く同じような状況で「欠除」にしていると、ちょっとおかしい文章になるので、『伊豫市誌』を書かれたのがどなたなのかを確かめると、こういう記述になった経緯を少し確認しないと、ちょっと結論出ないかなっていうのは思います。

(会長) いかがでしょうか。

(事務局 2) はい。ありがとうございます。誰が書いたかにつきましては、また調査の上、ご提示させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(会長) はい。「少し欠除」という表現が、ちょっと引つかかるということですね。「欠除」ではなく「少し欠除」という表現であれば、「文」という文字が少し見えていた可能性があるというご指摘だと思うんですけども。その点についても、現在は全く見えない状況ということですね。

(事務局 2) 辿れるのが、この 1965 年に正岡様の書かれた『愛媛県金石史』の写真で、当課で確認できた限り、一番古いのがこれであって、これより古い時期に見えたのではないかとするのは、証明が難しいです。拓本がどこかに眠っているのかとかを調べないと、見つからない限りは証明できないことになりますので、この文章を誰が書いたかという話は調査しますが、物的証拠としてあるのは、こちらの写真、一番古い分かるものはこれだという状況は御提示します。

(会長) はい。それでは執筆者の方の確認と、「少し欠除」という表現が正しいかどうかというところの検討ということを、今後もう一度お願いしたいと思います。場合によっては、伊予市誌に書かれたこの文章の、根拠不明ということで「少し欠除」という表現も適切ではないかも知れないという結論になるかもしれませんが、その辺の検討をお願いします。

はい。その他、ございませんか？(一同：沈黙) ございませんか？では、ちょ

っと私の方から気になった点で、最後の小学校の雨漏りの件なんですが、状況が悪いということは報告の通りでお聞きしましたが、ここの対策というのは、どのようにお考えでしょうか？

（事務局 2）はい。まずですね、雨漏りが広がって、その下にある民具が被害を受けるわけですから、そういった民具は最優先で横にずらしたり、もしくは前回の審議会でご説明しました旧中山高校に最優先で運ぶようにしています。当然、雨漏りをしている場所には、下にバケツを置いたり、タライを置いたりして対応してるんですけども、場所と範囲が年々拡大しておりまして、対応が難しいというのが正直なところでございます。ただ、可能な限りバケツを置いて排水をするという対応は今後も続けていきます。

（会長）はい。わかりました。非常に状況が悪いというので、全てを移動することは不可能なんでしょうか？そのまま置いておくことは、今聞いた限りでは不安ですけども。

（事務局 2）今のところは、旧野中小学校に行かれたことがある方も多いと思いますけれども、校舎の 1 階から 3 階までを活用しておりまして、雨漏りの影響を受けているのは現在 3 階の教室の、傾斜の関係でグラウンドに近い半分側で雨漏りが酷い状況です。逆に、今のところ 1 階と 2 階、および 3 階の山側は、今のところは雨漏りの被害が出ていません。そちらの方に寄せている状況です。

（会長）はい。ということは、収蔵している教室については、雨漏りが無いということですね？

（事務局 2）教室の中でも、雨漏りが無い、もしくは軽微な状況の所に寄せて行っている状況ではあります。

（委員 6）これ、民具の問題はずっと懸案事項になっておりまして、まあ、どうしていくのかという方向性は、とりあえず今はされてる、進めているけれども、現状としては、もうどんどん悪くなっていくというのは予想されるわけなので、やはりどこかの時点でですね、ちゃんとした対策、方針もたないと、やはり良い方向にはいかないと思うんです。中山高校の方に今移動していますよね。聞くところによると校長室に置いている。河原学園に貸していると聞いてますから、少し現状、中山高校の方が、現状としては場所としてよい感じですね。そこを河原学園の方とですね、協議しながら拡大していくということで、こうなるのは見え

ている訳ですから、早めに対策を打ってほしいというところだと思います。

（会長）はい。今ご意見がありました通り、審議会からの要望として、民具の今後の収蔵について、改めて良好な場所での収蔵を検討してほしいというのを要望として出したいと思います。その点については、学校の校舎というのもありますが、長期的な目で見えた場合は、博物館とか資料館施設の建設というところにも繋がっていくのではないかと思います。そういったことも含めて、良好な場所での収蔵を検討するよう、是非お考えいただきたいと思います。はい。それでは、他ありませんですか。よろしいでしょうか。

では、次の事項に移りたいと思います。（2）「令和6年度の普及啓発事業まとめ」をお願いします。

（2）令和6年度の普及啓発事業まとめ

（事務局2）はい。こちらは、資料2をご覧ください。令和6年度に実施した各種普及啓発活動を整理しました。個別には説明を行いませんが、1年間でこれだけの情報発信をおこなっています。令和5年度からの大きな変化としましては、YouTube 動画「えひめ伊予市の文化財」シリーズの配信を本格化させました。再生数という明確な指標で効果が可視化されるので、今後どのような内容の情報発信が必要か、検討していきます。

（3）令和7年度の事業計画のうち重要な案件について

（事務局2）次に、3の「令和7年度の事業計画のうち重要な案件について」説明します。本文の2ページをご覧ください。今年度の事業計画ですが、毎年行っている埋蔵文化財調査や講座、展示活動などは省略し、特に重要な事業のみを報告いたします。

まず、「① 刊行物について」です。来年度、つまり令和8年度末の刊行に向けて、『伊予市内遺跡詳細分布調査報告書VI』の作成を開始しました。これは、伊予市遺跡詳細分布調査委員会による平成31（令和元）～令和3年度の調査成果が未報告となっているため、刊行に向けて整理作業等を進めるものです。この3年間は、調査件数と出土遺物がかなり多いので、時間をかけて作業を進めていきます。

次に、「② 文化財説明看板の修繕について」です。今年度は、市指定史跡「今岡御所跡」（宮下）の看板を修繕します。資料3をご覧ください。これは、宮下の宮下新池の湖畔にある史跡でして、昭和35年に市指定されたものです。看板の板面が色あせてほとんど読めなくなっているため、今年度修繕します。この史跡は、伊豫皇子の御領、彦狭島命の崩御地とされる、いわゆる伝承地です。それ

に加えて、この小高い山が前方後円墳ではないかとされています。付近では弥生時代の遺物が採集できたそうで、考古学的な内容も史跡の評価に含まれています。指定された時期が古いため、過去の情報を整理したうえで、慎重に文面を作成する必要があります。この史跡は、指定直後の溜池改修工事で大きな改変を受けていますので、その点も評価が必要です。直近ですと、令和2年度第2回審議会にて指定範囲を検討した点、令和4～5年度に試掘調査を実施して、ある程度の情報が得られた点も考慮します。また、この看板には、弥生時代の石器がここで出土したと書かれていますが、その所在も確認したいです。

次に、③の「市内小中学校の所蔵資料調査」に移ります。昨年度は南山崎小学校で実施しました。今年度は、先に説明した今岡御所跡の出土遺物の所在調査の一環で、伊予小学校での実施を計画中です。伊予小学校では、校区内で採集された遺物が多数保管されていますので、その全体像の把握を目的に行います。

一旦、ここで切らせていただきます。

（会長）はい。②③、昨年度それから今年度の事業計画について、途中までご説明いただきました。今説明があったところで、御質問、御意見などございますか？（沈黙）よろしいでしょうか。昨年度の実績についてはこの通りだと思いますが、今年度の事業計画で、何か気になる点はございませんでしょうか？（委員6が挙手）はい。委員6。

（委員6）はい。小中学校の所蔵資料調査ということでした。学校で、従来伊予市に博物館だとかそういう場所がなかった関係もありまして、それぞれ学校で所蔵されたりしてまして、特に小学校が廃校になったりしてしまうと、散逸してきたこともありますし、あるいは管理状態が、建物が変わっていくということでもございまして、散逸してしまうということもあって、それがこちらから働きかけができていなかったということもあり、そういうこともあって、調査を始めるということになったんだと。で、調査するのはいいとして、その保管のことですよね。保管と管理のことを、やっぱりそれは本来、学校がやるべきことのなかに入っているかは私は分かりませんが、図書室があったり、いろんな教材として使っているところもありますから、そこらについてですね、少し現状に即して改善すべき点があれば、改善する手立てを、調査とあわせて学校側と協力して作っていくということを、考えてはどうかかなと思っています。学校が一番、子供たちにとっては身近に、そういうものに接する場所ですから、近くにあるというメリットもあるわけで、ちゃんと保管されているというのはいいことですから、ちゃんと管理ができるということで、前向きにしていきたいと思います。

(会長) はい。ありがとうございました。今の御意見に対して何かありますか？

(事務局 2) はい。貴重な御意見ありがとうございます。子供たちの身近にある文化財として、学校側と相談しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(委員 4) いいですか？

(会長) はい。委員 4 どうぞ。

(委員 4) 市内小中学校の所蔵資料ということですが、学校側に「文化財を持っていますか？」と言っても、たいてい返答がかえってくるのは、絵画彫刻、美術関係、これが出てくるんですね。「こういう絵があります」「こういう油絵があります」。ですけど、埋蔵文化財については、全く認識がないので、実際に学校に行って郷土誌とか教材をチェックしたりすると、そこに入っていたりする時があるんです。だから、学校を廻る時に、そういうところまで入り込むかどうか。そういう認識が学校の先生方にあるかどうか。これが大事。埋蔵文化財に対してはゴミ扱いになって捨てられてしまう。形があれば、準備室とかに残っていますが、割れたら廃棄ということで、廃棄前にゴミ箱に準備されて、「次のゴミの日に捨てますよ」ということで遺物が出た時もありますので、ちゃんとしないといけないと。他の市町でもあるんですけどね。学校に「文化財あるよ」と言われて、扁額絵画だけで。実際に行ってみたら、教材準備室の倉庫のなかの段ボールに土器が入っていたこともあるので、そのあたり十分注意して調整しながら調査してください。

(事務局 2) ありがとうございます。注意の上で調査を行います。

(会長) はい。県内でもいろんな小中学校などに残されている文化財については、今注目が集まっていますし、今、考古の遺物についても話がありましたが、植物とか生物とか、そういう採集品が残されている場合もあります。非常に貴重な、先人の皆さんが調べられた、ものが残されていることが多いので、是非注意をして、積極的に調査を行っていただければと思います。はい。その他ございませんか。

(委員 1) はい。いいですか？

(会長) はい、どうぞ。

(委員 1) 質問なんですけれども、文化財説明看板の方は、予算の関係で年に 1 個とか 2 個とか、そういう限定的に対処せんといかんとは思いますが、これらの説明板について何か、台帳で管理していくとか、あるいは定期的に担当者が巡回点検してるとか、そういうのはどうなっているんですか？

(事務局 2) はい。回答いたします。まずは先ほどの巡回点検に関しては、定期的な点検は行っておりませんが、過去数年間、文化財専門員とか他の職員さんで手分けして見てまわって、一応、文化財ごとにフォルダを作って管理してます。指定文化財ごとにフォルダを作って、写真を撮ったら入れていく。例えば数年間行っていないところとか、行っていないところは、文化財専門員が行って写真を撮ると。ただ、例えば 3 年前はきれいだったけど、今行ったら汚い看板になっているということもあるので、そういったことも見ながら管理しています。台帳はですね、Excel で管理しているんですけど、紙の台帳で管理しているわけではないことを回答します。あと、看板もですね、平成 20 年位以降のものは、例えば何年に作ったという記録はありますが、それ以前は情報がないので、いつ作られたか分からないものもあります。平成 20 年以降は、一応記録としては残っています。

(委員 1) ありがとうございます。

(会長) はい。ありがとうございました。さまざまな文化財看板は、全くほったらかされている市町もありますので、伊予市の場合は、積極的にこういった形で管理されているのではないかと思います。今後とも看板等の事業の方よろしくお願いいたします。はい。他ございませんか？では、つづいて説明の方をお願いいたします。

(事務局 2) はい。つづいて、④「未指定文化財の調査について」です。これは、具体的に今年度何かをするというよりも、これまで実施してきた様々な調査や動きの現状を、ここで一旦整理しようと試みるものです。

まず、委員 11 が長年実施している市場南組窯跡群の調査ですが、昨年度第 11 次調査が終了しました。前回の令和 6 年度第 2 回審議会では、今後の方針、指定に向けた土地所有者の考えや、報告書作成の必要性等を整理しました。

次に、三秋水之明神社の陶製狛犬についてです。これは、資料 4 をご覧ください。これは、この審議会の元委員の長井數秋先生からいただいていた宿題でして、

三秋にある陶製の狛犬の評価です。台座がコンクリートで固められており、誰の作品なのか不明だったのですが、令和 3 年に地元の方が墨書の書かれた台座を見つけたことで、江山焼きの創業者である榎江山が若い頃の作品である可能性が急浮上したものです。資料 4 は、その経緯と今後の調査課題をまとめたものです。本物であれば、市指定は問題ない一品です。実際に多くの方にご協力いただいているのですが、あと何をどれだけ調査すれば市指定に足りると判断できるのか、そして指定することで盗難や破壊行為の被害に遭わないか、懸念もあります。

次に、長州大工です。平成 31 年度に委員 6、委員 9 らと、中山地域の長州大工を現地確認していました。令和 5 年度の審議会でその後調査が進んでいないと指摘があったことを受けて、令和 6 年度に、おおまかではありますが、今後の方向性を示しました。四国山地の各地に残された膨大な長州大工の作品の中で、伊予市内の作品がどのような意味を持つか、そしてそれが伊予市にとってどのように重要なのか、その価値付けを行う必要があります。地元地域と行政で長く市内の文化財を保存管理していくためにも、文化財指定の必要性、所有者や地元の熱意、次の世代以降の長期的な維持管理の見通し、専門家の所見などを総合的に判断して、委員 9 さんや、県の建築士会の方とも相談しながら、作業を進めていくことになります。また、たとえば長州大工の作品がある山吹神社ではどのような民俗行事が行われているのかなど、彫刻以外の部分でも評価ができないか、機会があれば調査していきたいと思います。

次ですが、ここからは、今回の審議会です。まずは、無形民俗文化財についてです。令和 3～5 年度の 3 カ年間「愛媛県の祭り・行事調査」に協力したことで、市内各地の祭り行事の現状が、ある程度把握できました。しかし、現在、無形民俗文化財に指定されているのは、双海の「両谷獅子舞」の 1 件のみです。無形民俗文化財の指定が進んでいないのが現状です。ただ、無形民俗文化財のなかでも「民俗芸能」については、文化振興担当の方で「伝統芸能保存団体補助金」というのがありますので、文化財に指定されていなくても、例えば各地の獅子舞などを公的に資金援助する仕組みはあります。しかし一方で「風俗慣習等」、つまり年中行事や生活文化などについては、指定による公的な保護ができていないのが状況です。今回、民俗学にお詳しい委員に新たに加わっていただきましたので、この点についても検討していきたいと思います。

最後に「文政五年「出瀧邸古城庄屋宅之圖」」についてです、昨年度の藤市関係の古文書に引き続き、所在不明となっている資料の搜索活動です。資料 5 をご覧ください。これは、中山地域の出瀧の庄屋屋敷を描いた、約 200 年前の絵地図です。現在の川崎神社のすぐ北にあった屋敷だそうで、かなり簡略化されていますが、中山の町の様子も描かれています。この画像は、中山史談会の井手窪先

生がコピーをお持ちでして、3 年程前に見せていただいた際に、スキャンしました。昨年 10 月に井手窪先生が亡くなってしまい、現在、このコピーの所在や、原本の持ち主が分からなくなっています。私と中山史談会の方々の記憶を総合すると、中山に由来のある、松前町在住の個人様から、井手窪先生に情報提供があったとみられます。伊予市内のことであれば、人を探す方法は色々あるのですが、松前町内ではそうもいきません。そこで現在、委員 3 さんの協力を得て、この絵地図の所在を搜索しています。以上です。一旦、ここで切らせていただきます。

(胡委員) それでは、ただいまの報告について質問意見ををお願いします。

(委員 8) (資料の誤字の指摘)

(事務局 2) 大変失礼しました。

(会長) 今の、両谷獅子舞の地区はどちらになりますか？

(委員 8) 双海町上灘に両谷という地区があるのですが、その両谷という所に残っています。

(会長) ありがとうございます。(委員 11 挙手) どうぞ。

(委員 11) はい。1 番の市場南組窯跡群、先ほどご報告ございましたけれども、第 11 次調査を 2 月にさせていただきました、これは、3 ヶ年当初やったものを、1 年、最後追加調査が必要ということでお願いして調査させていただいて、無事全貌が、基礎的な調査というのはほぼできたというふうに思っています。これから、測量図であったり、遺物の整備を行いまして、報告書刊行に向けて作業を進めていくわけなんですけど、それと同時にですね、最後、現地での公開ができなかったというのがございまして、なんらかの形で現地公開をしたいなという風に思っております。今年度は、ちょっと日程的に難しいというのがございまして、次年度そういったものを計画して、現地を見ていただく機会をなんらかの形で作りしたいと思います。それと、出土した遺物に関しましては、実は九州の鹿児島県であるとか宮崎県の方に行っておりまして、そちらへ、昨年度ですね、鹿児島県の方で、ここで焼かれた焼き物が、実際発掘調査で出ておりまして、鹿児島県の方と宮崎県の方で、ぜひ市場の窯跡群で焼かれた窯跡の資料等を、見学したいということで、私の方に申し出ございまして、ワークショップ的な、専門的

な方々ばかりですので、ワークショップ的なものを、今年度 1 月ぐらいに松山で開催して、宮崎県、鹿児島県の研究者の方にも見ていただく予定です。以上です。

（会長）はい。ありがとうございます。この件について、改めて御質問などはありませんでしょうか？（委員 6 挙手）はい。

（委員 6）無形民俗文化について、先般 7 月 12 日に、愛媛県の方で、委員 1 も来られてましたが、無形民俗文化調査というのを行いまして、その成果に基づいて活用についての会がありまして、私も勉強させていただきました。既に無くなっている祭りですね。これは、以前の審議会でも胡会長がおっしゃっていましたが、無くなってしまったり、指定が取り消されたりすることも予想される中でですね、いわばそれに関連するものを、ちゃんと保存して残していくということを仰っておりましたが、私ども同じような問題を抱えてまして、今 DVD など、かつての祭りの記録が残っているんだけど、それも将来どうなっていくかわからないことだと思いますけれども、単に映像が残っていると、残っていないとかいうことではなくて、ちゃんと現在のものとして残っているものの調査、そして、その評価について、ちゃんと文字記録として調査をすると、記録でしか残りませんから。伊予市などは南予と中予に重なっている部分がありますから、中山の色んなお祭りとかお供えの仕方など残っておりまして、そういうものがあれば、ちゃんと記録を、少しずつでも調査報告を重ねていくということで。仮にそれを再生して復元しようという動きがあれば、そういうのが繋がっていくということで。単に無くなってしまったということではなくてですね、その対策、調査ができればと。伊予市の獅子舞とか、両谷の獅子舞ですけど、変形はしていきますけど、そういうものを残していく。ということを改めて勉強させていただきました。伊予市でも、まあ調査はやっているんで、後で佐礼谷の獅子舞とかありますけど、お願いします。

（会長）はい。ありがとうございます。もうすでに様々な調査を行われておりますので、それに加えてというのは、なかなか難しいかもしれませんが、今後の民俗文化財に向けての祭礼の調査というのを、計画的に今後考えていくということで、よろしくお願いします。他いかがでしょうか。（委員 5 挙手）どうぞ。

（委員 5）先ほど委員 6 もご指摘されたと思いますけれども、記録化っていうのは非常に重要なわけで、委員 6 が出られた会のなかでいろんなご指摘もあったんですけど、一応、記録も大事なんですけども、1 回記録したら終わりじゃ

ないというのが。マンパワー的なところで大変ご苦勞も多いと思いますけれども、1 回見てそれで終わりというのではなくて、やっぱりその後も定期的に見ていくというか、そういった姿勢が必要じゃないかと思います。ただ、そういった部分を補うのがやっぱり YouTube とかだと思いますし、先般民俗文化財の研修会の中でも、伊予市の YouTube は非常に高く評価されてましたので、そのあたりは本当に自信を持っていいと思いますので、ぜひ続けていただければと思います。

（会長）はい。今後の継承について御意見いただきました。また、ぜひ引き続きお願いします。（委員 10 挙手）委員 10、お願いします。

（委員 10）失礼します。委員 11 の関連なんですが、須恵器の出土とか製作した地域と日本人の遺伝子を調べた結果が、瀬戸内海側と近畿地方とが、中国の北東部の人と、大体遺伝子が一致しているというのをやっていたのを観ましたので、それに関連して、須恵器なんかも、市場で甗（こしき）が出て来たとか、おもしろい情報が揃うてるなと思って、今後そういうところの関連性なりが見えてきたら面白いんじゃないかなって思っております。今後、大変だと思うんですが、よろしくお願いします。

（会長）はい。ありがとうございます。委員 11、補足ありますか。今後いろいろ公開の場があるという話が、先程ありましたけれども。

（委員 11）前回の委員会で、事務局側から、将来性というか方針を少しお示しいただいたんですけれども、少し気になったのが、私あそこの窯跡の調査と同時に、年に 2 回あそこで、お盆と春先に 2 回、お墓の草刈というのがありまして、先々週、私も夏の草刈に参加したのですが、草ぼうぼうで人の背丈ほどあるのですね。ですから、現地行って窯跡を想像するっていうのが、すごく難しい。年に 2 回、墓地の方が草刈されるのですが、草刈の前、梅雨時はもう草しか見えないという状況ですので、これはなんとかしないといけないな、とは思っています。今現在では、伊予市さんの指定文化財にもなっていないので、単なる包蔵地でしかないのです。今のところ手だてがないのですが、現地入りした時に、窯跡というのが想像できるような工夫をちょっと考えないといけないなと。それとですね、会長の方から少し今後の方向性で少しありましたが、今後、公開する時にですね、ドローンであつたり、LiDAR、Metashape、そういう 3 次元系の測量をちょっとやって、これ直接の現地公開とか土器に使えるかどうかとかあるんですけれども、将来的な活用が、土の中に埋まった状態にしかならないので、現地に来た時に何

らかの形で立体的なものをという感じで、少しそういう作業を進めたいなと思います。公開に関しましては、土囊ですね。1万袋くらい入れていると思うんですが、結構な量があるんですね。ですから、今の所考えているのは、来年度以降2回くらいに分けて土囊を上げて、実際に研究者の方にも、市民の皆様にも実際現地を見ていただく。そういう時に合わせてそういう測量をして、将来的な活用に向けて進めればな、と思っております。以上です。

(会長) はい。現状についてご説明ありました。ありがとうございました。ほか、よろしいでしょうか。(委員3 挙手) はい、どうぞ。

(委員3) すいません。④の一番下、文政5年、出渕の庄屋地図なのですが、私は松前町に在住しておりますので依頼がありまして、色々みておるのですが、現実的にちょっと厳しいというのが現状です。私の父の姉の嫁ぎ先が仙波家なのですが、盛景寺、中山の仙波家が城主として治めていた時の菩提寺というのがあるのですが、その盛景寺さんの方に名前と家禄を捨てて譲り渡して、松前の方に出て来ているので、そちらの方に手伝ってもらおうと思って。伯父はもう亡くなっていますので、従兄弟筋になるのですが、こういう紙系のものは残っていないと。聞いたことも無いということでした。私は松前町の文化財保護審議会の委員もしていますので、先だって松前町の方で審議会がありましたから、そちらの方でも心当たりのある委員さんはおりませんかと聞いてみたのですが、その時も、私の(伯父の仙波家)は北伊予という所なのですが、岡田の方にも何軒か仙波姓がある。それから、旧松前町内にも何軒かある。会社経営をされているということで、そういう意味でも探してしてみたりもしていたんですが、今のところちょっと手がかりが無い状態です。この地図があった近くは川崎神社ということなので、あそこは妻鳥家ですので、御子孫でありますK先生、校長ですけども、その方にも心当たりがないかと聞いてみたのですが、聞いたこともないので分からないという返事でした。ですから、向こうで井手窪先生が、この方とどう面会されたのかというふうなことも探してみる。中山を出られて、中山に在住か、中山の絡みで文化財に辿り着いたのではないかという気もするのですが、いろいろな方向で。現実的にこれがあったということですので、あれだけのものを捨てたりすることも無いと思いますので、また松前町の方では探してみたいと思います。現状としてはそういうことです。以上です。

(会長) ありがとうございます。引き続きまたいろいろと情報等を収集よろしくお願いいたします。はい。よろしいでしょうか？

(事務局 2) 私の方からよろしいでしょうか。

(会長) はい。

(事務局 2) 三秋の狛犬についてなんですけれども、どこまで調べれば、指定に足りるかというのを模索しているところでして、これについてご意見いただければと。

(会長) 市指定になるための条件？

(事務局 2) そうです。どこまで調べればいいのか、止めどころが分からない状態です。ご指導いただけたらと。

(委員 6) 所有者とか管理団体とか、そういう方からの申請は明確になっているのですか？

(事務局 2) 申請は出ていません。調査をしますということで、伊豫稲荷神社の管理なので、神社様と、神社様から対応をお願いされている「地域新聞みあき」さんとは話をされていて、今後どうしていくかという話まではしているんですけども。

(委員 6) ですから、まあ、調査としては、どういう調査するかというところ。槇江山に関係しているそういうものとして紹介されていますよね。ですから、江山焼の歴史だとか調べたらわかりますが、そのものについて指定するという、そういう資料がどこまで出ているかというのをね。ここにあるというのは間違いないので、そこらは、地元の人たちの文化財に指定してほしいというね。文化財の規程に沿って、相応しいものかどうかということが大事なという気はしますね。槇江山についてはいろんなものがありますし。例えば、湊町の大師堂にあります像が指定になっています(※市指定文化財「江山焼 金剛力士像」)。そういったものについては貴重なものとして指定していますので、それが参考になるかどうかということだと思います。

(会長) はい。ありがとうございました。ちょっと教えてほしいんですけど、江山焼って、今でも焼かれている？

(事務局 2) 1代で終わってしまった焼物だと伺っています。作品の何点かが市

指定になっている焼物ではありません。

（委員 6）そこ（彩浜館の展示ケース）にもあります。昌山焼も、両方ある。

（会長）なるほど。はい、わかりました。江山焼としての素晴らしさを訴えるというわけですね。砥部焼みたいに今に続いていれば、その原点として価値がもっと高いと思うのですが、江山焼きとしての素晴らしさというところを証明するような資料になりますね。あとは、所有者の方の意志というか。はい。それでは、次の報告の方に移りたいと思います。つづいて説明をお願いします。

（事務局 2）はい。では次、「⑤市民向け普及啓発について」です。本文 2 ページの⑤をご覧ください。昨年度は、伊予市文化財体験講座と銘打って、座学ではなく、実際に現地を歩いて見る、参加者と一緒に職員も学ぶというコンセプトで、専門家の先生方をお招きして講座を 2 回実施しました。今年度も 2 件を企画予定です。まずは、「永木の山四国」です。これは、御接待が行われる来年 4 月の実施を目途に準備をするものですから、厳密には令和 8 年度の事業となりますのですが、準備は今年度中に整えます。内容は、中山地域の永木で行われている、ミニ四国八十八箇所巡りとその御接待です。かつてはあちこちで行われていましたが、中山地域で現在も年中行事として行われている、おそらく唯一の事例です。伊予市内に四国八十八箇所の霊場や遍路道が存在しないことは周知の通りですが、現在、四国遍路を世界文化遺産に登録するという動きがありますので、それに合わせて、先に紹介した「風俗慣習等」の調査も兼ねて計画中です。委員 7 をはじめ、地元永木地区の方々とも協議しています。

次に、「〇〇で遺跡を探そう！」ですが、これは伊予市内にて市民参加で遺跡を探すというもので、遺跡詳細分布調査の一環で実施します。昨年度は、委員 4 の御協力で、上三谷の塩塚古墳と客池で実施しました。今年度どこで行うかは、現在検討中ですが、冬頃の実施を考えています。

次に、「⑥埋蔵文化財の調査について」です。伊予市では、開発に伴い各種調査を実施しています。昨年度は試掘調査 6 件、工事立会は包蔵地外における任意の調査も含めて 18 件 21 回、実施しました。そのなかで特筆すべき成果として、下吾川の池田遺跡および上三谷の塩塚古墳近接地にて、遺物の発見がありました。現在、伊予市文化交流センターの夏季縁側モール展「発掘された伊予市」で出土した遺物を展示していますが、これらの新発見は、見つけて展示して終わりではなく、市が管理する包蔵地調査カードに反映させることで、一帯を周知の埋蔵文化財包蔵地として法的に保護する必要があります。包蔵地の範囲をどのように設定すべきか、新規の遺跡とすべきなのか、現在事務局で検討しており、

場合によっては考古学を専門とされる委員の皆様に、個別に御相談させていただくと思いますので、よろしくお願いいたします。

つづいて、「⑦その他」です。まず、昨年度ご紹介した寄託資料「灘町堀井恭弼収集資料」の整理・選別ですが、これは、委員 1 の御協力を得ながら実施中です。具体的には、種類ごとに一覧表を作成しています。

次に、昨年度寄託された「東亜大戦/皇國大旗」の情報収集です。市外の専門家の方々と相談して、所見と今後の対応をまとめています。

次に、文化財保存活用地域計画に関する情報収集ですが、文化財に関する庁内と市民の活動の情報収集を行っています。

次は既に終了した件の報告なのですが、5 月 17 日(土)に『伊予市文化協会 記念講演会』にて、「絵図から読み解く大洲藩郡中港の築港物語」を、伊予市文化交流センターにて開催しました。昨年、市の文化財に新規指定された「与州大洲郡中波戸図」を紹介していただいたものです。

次に、戦後 80 年を迎えて、戦時中の出来事や戦跡に関する情報を収集できないかと、調査を企画しています。資料 6 をご覧ください。戦争を経験された方々が少なくなっていく今日、戦争の記憶を後世に残すことで平和の尊さを次の世代に継承する必要があります。文化財保護担当でも当事者に対して聞き取り調査を実施していますが、単に担当者が記録して終わりではなく、その成果は市民と共有し、還元することで活用されなければなりません。最近は大分県史談会さんが活発にこのような活動をされていますが、文化財保護担当では、近代遺産となりうる戦跡の分布調査も兼ねて、伊予市内に存在する戦争遺跡について、地元高齢者の方々に語って頂き、記録する作業を計画しています。実際には聞き取りというよりも聞き書きに近い調査を想定していますので、戦跡以外の情報も収集予定です。成果は、YouTube 動画や縁側モール展示などで発表したいです。ちなみに、現時点で把握している伊予市内の戦跡をまとめたのが、資料 6 の 1 ページ目の一覧表と、裏面の地図です。委員 2 にも情報提供いただいています。いずれも、情報はありますが、実際に遺構として現存を確認できないケースばかりです。

最後に、来年は栄養学の父、佐伯矩（さえきただす）博士の生誕 150 年にあたります。佐伯矩は、もとは今の西条市の方なのですが、現在の伊予市の本郡で幼少期を過ごしました。上京、留学して医学の道に進み、のちに国立栄養学研究所を設立した郷土の偉人です。現在、地域創生課がラジオドラマを作成するなど、伊予市で佐伯矩を顕彰する事業が進行しています。一方で愛媛県でも、令和 7 年度愛媛人物博物館冬季企画展で佐伯矩が取り上げられることとなり、伊予市からも資料の情報提供をすることになりました。資料 7 をご覧ください。佐伯矩に関する資料を、当課でいくつかまとめて愛媛県に提供しました。この栄養と書

かれた2枚の額は、その一部です。現在我々が使用している「栄養」という漢字表記は、佐伯矩が提唱したとされています。よって、これら2点は、佐伯矩の功績を可視化して今日に伝える、貴重な書であるといえます。今回はあくまで情報提供をしました、という報告ですが、場合によってはこれらの文化財としての評価も必要になると考えます。以上です。

(会長) はい。説明ありがとうございました。ただ今の件について、質問御意見などお願いします。

(委員6) ⑤の市民向け普及啓発活動についてですが、ご存知の通り、大平の堂ヶ谷経塚から出土した経筒(※県指定文化財「金銅経筒」)ですね。県の文化財なんですけども、これの保存修理をお願いして、その報告が、先般、歴博の紀要にも載っていますが、ご報告がありました。伊予市の大平から出土したものですから、ちょうど11世紀くらいのものだと思われそうですが、一昨年、伊豫稲荷神社の調査を行った際にですね、稲荷のなかで、神社として成立していく中でですね、いろいろ関わっておりまして、ぜひこの経筒、どうも来年の春に、県の歴博で展示をされるそうなのですね。それはそれでやってもらうのは大事ですけど、何かの機会にですね、できたら伊予市で、皆さんにも知ってもらう機会を。県の文化財ではありますけれども、ぜひ地域の歴史を学ぶ場をいただけたらと。まあ、文化協会でも共催してもいいと思いますので、またご検討いただけたらと思います。

(会長) はい。今、要望ということで、また検討ください。これ、所有や管理は県の方にあるんですかね？

(委員6) そうです。これは、Kさん(※元の所有者の方)から歴博の方に寄贈しましたので、それで一応、そちらの方の修理を含めて一括で行いましたので。その調査と保存処理が終わったということでご報告もあり、なかなかみなさん、存じ上げていないと思いますから。まあ歴博の方で、愛媛県の経筒とかいうそういう展示会をするらしいです。春に。それに伴って、伊予市としても、ちょっとまたそういう地域の特徴を少し勉強する機会を作ったらどうかなと。以上です。

(会長) はい。ありがとうございました。歴博の方にあるとなると、移動の手続きとか、また展示場所とか、いろいろ規制がかかるかもしれませんので…。

(委員 6) 現物を持ってくるとなると難しいと思いますから、それは学習会をして、映像で結構ですので、そういう機会を、地元を含めてお願いします。

(会長) 学習の機会ということで、またご検討ください。他、如何でしょうか？

(委員 8) はい。

(会長) はい。委員 8 どうぞ。

(委員 8) ⑦番、資料 6 に関することですが、戦後 80 年の聞き取りというのを、双海史談会でしているなかで、先日、文化財専門員も関わっていただいた M さんという方の聞き取りをした際に、下灘生まれ、昭和 2 年生まれの方で、監視哨で働いていたと、そういう証言している方がいるというところまでのお話を伺ったんですが、その後の調査でですね、S さんという方だということがわかっておりますので、今後その方にも聞き取りをしようと考えておりますので、またその際にはお声掛けをしますので、是非一緒に行って、記録に残せたらと思っていますので、よろしく願いいたします。以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。戦後 80 年というのは、記念の年でもありますけれども、非常にそういった聞取りの機会が失われているっていう、逆の年っていうのもあると思いますので、そういった調査は、より緊急を要するような所があるかと思います。是非また一緒にしていただけたらと思います。

はい。ほか、如何でしょうか？

(委員 10) はい。

(会長) はい。

(委員 10) 資料 6 番、墜落したグラマンの残骸というのが載っているんですが、私が母や父から聞いた限りでは、グラマンは秦皇山へ墜ちてますので。佐礼谷の人らが拾いに行ったのは、零戦の方が階上山の方へ墮ちましたので、それを拾いに行って小学校(※佐礼谷小学校)に埋めたいというのは聞いております。その後掘り起こしてどこかに出したかどうかは、細かいことは聞いてません。場所とかも聞いてないんですが、農協の裏に倉庫があるんですが、グラウンドの下に。その奥辺のあたりだとは、私は聞いてるんですが、はっきりした位置は聞いてません。グラマンの方の残骸を佐礼谷の人が集めに行ったのは、聞いてます。秦皇山

の辺、小池部落辺の人に聞いたら分かるかも知れないですが、秦皇山あたりは茅場、茅葺屋根の茅を集めるために佐礼谷の人が所有してた土地が多いんで。どうされたかは、ちょっと私もよく分かっていません。以上です。

(会長) はい。ありがとうございました。丁度今日、紫電改のニュースが取り上げられていましたが、こういった戦争のいろんな情報であるとかについても、大切だと思います。また引き続き、情報収集をお願いいたします。(委員 5 が挙手)
はい、どうぞ。

(委員 5) すいません。戦争の痕跡のところ、ぱっと見てもたぶん、大規模な遺構を中心的に取り上げられているようなんですけれども、もしかしたら私が知らないだけかもしれないですけど、防空壕の方は、あまり対象とはされていないんですか？

(事務局 2) まあ、していないわけではありません。もし遺構として残っているのであれば。写真で市内にあるというのは把握してるのですが、どこにあるのかは、ちょっと私も把握できていません。

(委員 5) ありがとうございます。防空壕というのは、暗い所になるので、特に、人間の心理、たとえば幼い子供がああいう所に入ると、ものすごく、こう、戦争体験が深く残るみたいなので、もし、聞き取りとかされるのであれば、そういった観点から探っていくということ。もちろんタイミングが合えばなんですけど、意外と覚えていたりとか、他の、別の意味といいますか、そういうのも多いので。大型のものが優先だとは思いますが、そういったところについて聞き取りして追加していただければと思います。

(会長) はい。ありがとうございました。残りの議題がまだちょっと残っておりますので、先に進めたいと思います。いろいろご意見ありがとうございました。それでは続いて、説明の方をお願いします。

(事務局 2) はい。本文の 3 ページをご覧ください。「歴史資料の受贈受託について」説明いたします。

(4) 歴史資料の受贈受託について

(事務局 2) まず最初に、佐礼谷獅子舞関連文書です。今年の 2 月 5 日、つまり前回の審議会が終わった数時間後に、委員 10 から古文書が見つかったとお電話

がありました。佐礼谷構造改善センターの書庫でみつかったとのこと。写真は資料 8 をご覧ください。これらは 14 点からなる古文書で、資料 8 の 3 ページに一覧表を載せています。文政 2 年から慶應 4 年の日付が記されており、江戸時代後期から幕末にかけての近世文書です。一部解読できていませんが、獅子舞に関係する文書であるとみられます。「伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱」、時間が無いので省略しますが、「(4) 古文書」に該当します。

次に、令和 3 年度に指定解除となった岡獅子舞に関する資料です。岡獅子舞は、合併前の平成初期から長年活動しておらず、保持団体が消滅して実態が無いことから指定解除をしたものです。今回、その岡獅子舞の内容をまとめた冊子が見つかったと、地元の岡から情報提供がありました。資料 9 をご覧ください。

『今ふるさとに獅子は舞う』という冊子で、岡獅子舞の指定に伴い、昭和 51 年に当時の双海町と岡公民館が作成したと推測されます。資料 9 の 2 ページの目次をみるかぎり、残念ながら後半部分は欠落していますが、獅子舞の手順などが詳細に記されています。この岡獅子舞は、さきほどの佐礼谷獅子舞に関連すること、貴重な資料となっています。調べたところ、双海地域事務所には 3 冊ほど所蔵されていますが、県内の公立図書館では所蔵が確認できないため、貴重書と判断しました。糊付けが外れ始めているため、コピーを作成したうえで修復するため、一時的にお預かりしています。近日中に返却予定です。「伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱」の歴史資料として扱うことも可能ですが、これを一時お預かりした理由として、岡獅子舞を指定解除した際に〇〇委員から指摘がありました、動画や写真など記録の所在調査のため、というのが、受託の根拠となっています。この書籍は、現在は途絶えている岡獅子舞を今日に伝える記録類といえます。

次に、本文 4 ページをご覧ください。旧中山保育所で保管されていた、中山の学校に関する書籍 2 点が、子育て支援課より社会教育課へ移管されました。『三十年誌 愛媛県立中山高等学校』は、県立図書館で 1 冊のみ所有が確認できました。『中山小学校 開校百年のあゆみ』は、県内の公立図書館での所有が確認できませんでした。図書館資料として市民の手に取れるようにすることも検討しましたが、図書館の蔵書となった場合、除籍制度の対象となる可能性があります。よって、「伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱」の第 2 条（有形文化財）の「(6) 歴史資料」にあてはめ、歴史資料として収蔵庫で保管する方針です。以上です。

（会長）はい。ただいまご説明に対して、質問、御意見があればお願いします。

（委員 10）1 点だけ。

(会長) はい、どうぞ。

(委員 10) あの、双海の岡獅子舞の説明の文書ところに、一部間違いがありますので、その点だけご指摘しとったらと思います。「江戸中期頃、佐礼谷地区から伝えられたと言われている」と書いていると思うんですが、「佐礼谷地区へ」の間違いだと思います。うち(※佐礼谷)の伝承では、「フジトウ」という人が、上灘のそこへ習いに行ったと伝わっておりますので、うちから伝わったのではなく、習って帰った方ですので、そこだけ訂正をお願いします。

(事務局 2) 資料 9 のことですね？資料 9 の 3 ページ目 (※『いよしの文化財』の 86 頁をそのまま掲載している)。

(会長) はい。それでは訂正をお願いするということで、その他ございませんか？はい。それでは、次の報告に移りたいと思います。説明よろしくをお願いします。

(5) 彩浜館の管理等が伊予市教育委員会へ委任された件について

(事務局 2) はい。彩浜館の管理等が伊予市教育委員会へ委任された件について、説明いたします。本文 5 ページをご覧ください。彩浜館というのは、今いるこの建物なのですが、昨年度までは市長部局の商工観光課の管轄でした。それが事務委任された理由として、彩浜館が、その歴史的背景を踏まえた本市の文化の発信拠点としての役割を担うことで、さらなる伊予市の魅力向上を図るため、とされます。この彩浜館について、簡潔に説明いたしますと、明治 27 年の松山道後温泉本館の建設を受け、対抗して迎賓館として建設されたものです。平成元年に老朽化により建て替えられたため、建物自体は新しいのですが、伊予市民の交流の場として今日まで機能しています。具体的には、現在、彩浜館は茶道や芋炊き、市民活動の懇親会、つまり宴会などの交流・飲食の場所として活用されています。今後の活用を考えるうえでも、過去の郡中地区公民館としての活用の歴史を鑑みて、引き続き公民館、またはそれに準じる文化施設としての利用が望ましいです。伊予市の歴史資料館として活用するという意見も一部で出ていますが、ご覧の通り、この彩浜館はあまりに海に近く、塩害や高潮、津波の被害など、文化財保護上の懸念が大いにあります。宴会などにも使用されるため、酔った方々や児童が多く利用する施設ですので、本格的な文化財の展示は管理上、安全上困難です。パネルや写真等を用いた展示は可能ですが、資料館としての本格的な活用は、想定しにくいです。そのような状況を踏まえたうえで、社会教育課で「本市の文

化の発信拠点としての役割」を果たすためには、いくつかの方策が考えられます。まず、ごく小規模な常設展示です。これは、郡中港周辺を撮影した古写真を収集して展示し、必要に応じてパネルを追加するものです。次に、先程も出ましたが、そのガラス棚をご覧ください。これらは委任前から展示されている焼物や郡中層化石です。これを所蔵資料と認め、一覧表を作成します。また、この彩浜館ですが、たとえ社会教育課が文化財保護のためにおこなう事業であっても、使用料が発生します。この審議会も使用料を支払っています。よって、文化財保護担当が文化活動の拠点として柔軟に使用するために「伊予市彩浜館条例施行規則」第7条の修正を検討する必要があると考えます。また、条例で定められた開館時間が長く、年末年始以外は休館日が無いなど、現在の利用者数と利用頻度に対して、運営にかかる労力があまりに大きいです。よって、各種運営業務の効率化など各種改善を検討していきます。では、一旦ここで切らして頂きます。

(会長) はい。それでは、ただ今の説明に対して、意見ありませんでしょうか。

(委員6) はい。

(会長) はい。委員6。

(委員6) はい。彩浜館について、ここを出していただきました通り、一応、教育委員会に委任されるということで、いくつかあります。資料館的な役割にしたかどうかという議論もありましたが、言われている通り、資料館としての活用は少しできないということですが、一応この建物、この資料に書いていますが、灘町の人たちの募金で作られて、その後市の方に寄贈されて、新しく建て替えられて。もともとの建物の建築的な価値も、記録も残っておりますから、この彩浜館の物語もしっかりありますし、最近「与州大洲郡中波戸図」も指定文化財になりましたけど、築港に関わるいろんな絵図等も指定文化財になっていますので、そういうものを、ここに書いてあるようなパネルや写真などで展示をして、歴史の発信の役割を果たしてほしいと思います。それで、これについて気になったことが2つありますけど、やはり、ちゃんとしたパネル展示を。その時だけやりますというわけにはいきませんので、ある程度、常設的にできるものについてのパネルの作成だとか、そういうような事もしていただきたいのがひとつ。それからもうひとつはですね、これ条例上のことなのですが、伊予市彩浜館条例というのがありまして、これまでは担当が市長部局の管理になっておりましたが、そのなかで、使用に関して言いますと、公共的行為ということで、「演劇映画の会場には使用してはならない」という項目がありまして、文化活動でですね、映画を上映

したり、その都度、公民館では実際やっておりますから、どういう計画しているのかはよく分かりませんが、公民館に準じる役割を果たしていくということであるならば、条例上の改正が必要ではないかなということで、御検討をいただきたいと思います。いずれにしても、稼働率がですね、ここ一桁なんです。公共施設のなかで最低の利用率ということなので。お茶会、お茶席をやる時ですとか、芋炊きの会場になったりするぐらいしか使っておりません。で、2階の大広間が畳になっていますので、失礼ですが、なかなか宴会するにはいいですが、いろんな会をしたり審議会をしたりするには、こういう机とか椅子とか、それに見合うような備品を。改修したりするのは大変ですから、そういうものを揃えてですね、皆さんの講演会であったりするような利便性を高めるような、やっぱり予算を少し確保していかないと。おそらく同じように教育委員会が預かったとしても、利用率数%で。その、開館日をどうするかという問題も確かにあるんですけれども、たぶん年間 300 万円以上の維持管理費がかかっているはずですから、それに見合うようなことにしないといけないと思いますので、お願いします。

(会長) はい。ありがとうございました。(事務局 1 が挙手) お願いします。

(事務局 1) はい。失礼いたします。委員 6、御意見ありがとうございました。おっしゃる通りでして、こちらの方にもお示しをしております通り、文化財展示など、あと、I Y O 夢みらい館なり、委員 6 さんがされているミューゼ灘屋なり、そういったところとの連携、回遊性をもったうえで文化そして街づくりという視点でも、何かしら活かせるような検討をしていけたらなと思っております。そして条例につきましては、やはり議会を通すものになりますので、重々な検討をしたうえで対応しなければならないと思っております。先程のご意見等も踏まえまして、きちんと更新また実務に伴うような形で条例に反映させた上での、ものにしていけたらというふうに思っておりますので、また地域の方とのご提案、ご意見も踏まえたうえで検討していくようなことになろうと思いますので、また、ご助言いただけたらと思いますので、お願いします。

(会長) はい。ありがとうございました。それでは、時間があまりありませんので、4 番の「その他」について、(1)、(2)、(3) まとめてご報告ください。

(事務局 2) はい。歴史資料の整理について説明いたします。

4. その他

(1) 歴史資料の整理について

（事務局 2）本市では多数の歴史資料を所有していますが、保管施設の老朽化に伴う保存環境の悪化や、保管場所の移転や容量制限などの課題があることから、歴史資料の整理が必要となっております。方針については令和 3 年度第 1 回伊予市文化財保護審議会において方針をお示しし、令和 5 年度より本格的に作業を開始しました。今回は新任の委員がおられるため、ほとんどが繰り返しとなりますが、説明をさせていただきます。

まず、①の受贈受託の受け入れ厳密化について御説明いたします。数年前までは、どんな資料でも、それこそ伊予市と無関係な資料も受け入れていた時期があるのですが、これが保管場所を圧迫しているのが現状です。現在は、受贈・受託時にはあらかじめ一覧表を作成したうえで内容を精査し、「伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱」に則り、伊予市にとって重要な歴史資料であるかを確認したうえで、手続きを進めるようにしています。既に受贈受託した歴史資料についても、「伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱」に則り、伊予市と無関係な資料を抽出する作業を実施中です。

②の民具の仕分け作業に移りますが、これは、現在伊予市が所有する民具が「伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱」基準に適合しているかどうかの確認と、重複している資料の確認です。平成 23 年度に整理した時点で、所蔵する民具の数は 3,769 点であり、その後も数は増えていますが、目録は作成できていません。現在、中山地域の旧野中小学校、旧永木小学校で保管していますが、野中は雨漏りが悪化し、保管環境として適切ではありません。現在は、民具の調査と基準に基づく仕分け作業をおこなっています。先に申し上げた通り、旧野中小学校は雨漏りが拡大しているため、③の旧中山高校の校舎に移動させています。これは、令和 6 年度から新たに保管場所として活用できるようになったもので、元校長室などに、過去の審議会で整理し、重要と判断した民具等を搬入しているものです。ただし、こちらも十分な広さはありません。

なお、令和 3 年度以降、民具の処分等という表現を度々してきましたが、これは「こういった民具が伊予市にありますよ」という情報提供や譲渡による利活用等も含みます。もっとも、現行の伊予市歴史資料取扱要綱には、歴史資料の除籍が明文化されていません。この手順が明確になっていないと、歴史資料の不適切な処分に繋がりがねませんので、他自治体の事例を参考に手順を検討中です。全国の自治体で民具の保管場所不足や廃棄が問題となるなかで、昨年、④に示しました通り、日本民具学会より安易な一括廃棄に対して危機感が示されました。伊予市教育委員会では、現時点では民具の処分をおこなっていませんが、仕分け作業を進めていくうえで、この声明の存在を受け止めなければなりません。伊予市は地方自治体として、現実的な保管場所問題の解決に向け、慎重に民具の整理、仕分け作業を行っていく所存です。無秩序な処分を防ぎ、伊予市にとって重要な

歴史資料・民具等の収集を今後も継続していくためには、基準外となった所蔵資料を適切に処分する仕組みの構築が必須であり、これがないと、資料の新規受け入れを全面的に停止するしかないのです。この点、御理解いただきますようお願いいたします。なお、お預かりしている寄託資料については、廃棄や譲渡の対象とならないことを強調します。

説明が長くなりましたが、今年度上半期に仕分け作業を実施した結果を提示します。資料 10 と資料 11 をご覧ください。今年度の上半期は、ミシン類と縄ない機 10 点を対象とし、平成 23 年度に作成した民具台帳に、保存状況や記録漏れの情報などを追記しました。なぜこの 2 種類なのかといいますと、つい先月、ミシンと縄ない機が家にあるので、寄贈したいという市民の申し出があったため、受け入れの是非を検討する必要があったためです。

(事務局 2) 次に、(2) 国登録有形文化財（建造物）について。本文 7 ページをご覧ください。

(2) 国登録有形文化財（建造物）について

(事務局 2) 伊予市教育委員会が主体の事業ではありませんが、市内の国登録有形文化財について、いくつか動きがありましたので、御報告します。

まず、「福田寺通玄庵」で、茅葺屋根の葺き替え、建材の修復が、お寺様により実施中です。

次に「宮内家住宅」では、「宮内家住宅」保存活用調査委員会による調査報告書が刊行されました。これに関連して、「宮内家住宅」「灘町宮内家文書」の市指定の申請について、令和 7 年 4 月 30 日付で要望がありましたことを御報告します。文化財指定は、伊予市文化財保護条例施行規則 第 2 条により行われるもので、今後対応をしていきます。どちらも伊予市にとって重要な文化財であるのは疑いの余地がありませんが、懸念事項として、「宮内家住宅」は所有者様に指定にかかるメリットとデメリットの双方を正確に認識していただく必要があります。また、雨漏り等で修復が必要な状態なので、多額の資金が必要となります。

「灘町宮内家文書」については、3,000 点余とされる膨大な文書のうち、近世編については目録を刊行しているのですが、近代の資料については全体像が明確になっていないため、現時点での指定は管理上問題があります。これらの点をどのように解決していくかが、今後の課題となります。

つづいて、「市議会での伊豫岡古墳（県指定史跡）への質問について」です。

(3) 市議会での伊予岡古墳群（県指定史跡「伊豫岡古墳」）への質問について

(事務局 1) はい。御説明させていただきます。7 ページの (3) になりますが、6 月議会で議員さんからですね、伊豫岡古墳について何か活用整備等できませんかという発言があったのですけれども、社会教育課としては、文化財保護の観点からちょっと難しい、というような回答だけれども、過去に災害時の復旧や、支障木の対応をしたこともございます。ですので、地権者や地域の方と相談しながら、検討協力していきたいと回答しております。簡単ですけども、述べさせていただきます。

(委員 2) ちょっとその件。はい。

(会長) 委員 2、お願いします。

(委員 2) これは、できないんですよ。(聞き取り不能) まあ、そういうことで、この件は、もう 1 回、私が本人に言います。

そして、最初の民具の件ですけどね、鉄筋の校舎は、みなさん、いつまでも保つと思っておいでですけど、実は、私が昭和 36 年に大洲高校に行った時に、校舎の新築が始まって。その時に建築業者がどう言ったかという「木造 50 年、鉄筋 70 年」。今は逆です。港南中学校なんかも 40 年で壊しましたけどね。今の鉄筋校舎はせいぜい 50 年。70 年ももちません。私の母校の松山南高校は、私が在校中に建てた校舎が、もうその年限が来て、近々壊すそうです。長浜高校の校舎は、私も 2 年勤めて何度も見ましたが、あまり丈夫ではありません。やがて雨漏りします。いったん鉄筋で雨漏りし出したら、建築士さんがここにおられますが、どうしようもないです。ほんで一番怖いのは、柱に来るんですよ。柱の鉄筋が傷み出したら、もう校舎が「ぐちゃっ」となります。ですから、できるだけ民具を選別して、どうしても大事なものは中山高校に運んで、あとはもう…。とにかく、校舎を、耐えられるところを使ってください。どうも失礼しました。

(会長) はい。ありがとうございました。

(委員 6) いいですか？

(会長) 委員 6、お願いします。

(委員 6) はい。すいません。時間が無いので、もう簡潔に。宮内家住宅の件ですけれども、昨年からですね、1 年半かけてまして、宮内家住宅の保存活用計画の調査を行いまして、第 1 次報告を委員の皆様へ今日お持ちしました。一応、教

育委員会の方にも、これから委員会の立ち上げなどを協力して進めていただきたいとお願いしています。それから「宮内家住宅」と、それから「灘町宮内家文書」の市指定について申請を、所有者で申請をしていただくようになりました。

「宮内家住宅」全体については登録有形文化財としての価値付ができていますが、先ほどこっと説明がありましたけど、修理を行なわないといけないだとか、物理的な問題がありますので、そこは修理の事も併せて進めながら、文化財に指定していくという方向でご協力をお願いしたいということです。

それから「灘町宮内家文書」につきましては、もう既に近世編につきましては、目録が出てるんですが、近代以降については出ておりませんので、これについては、胡先生のところをお願いに行きまして、一応、御協力いただいて早急に調査をおこなって、近世から近代にかけての郡中の中での宮内家の役割の全体像を明らかにしたうえで、指定を受けれるようにということです。その方向で御協力をお願いできたらと思います。

（会長）はい。ありがとうございました。最後になりますが、委員 9、委員 7、何か御意見ございませんでしょうか？

（委員 9）はい。各学校で民具とか保管してるんですけど、これを、本当にこの学校で、今後 50 年とか 100 年とか、保存していくのか。それによって、鉄筋校舎のコンクリートの事ですから、多分耐震補強もできますし、屋根も防水だったと思いますが、防水をやめて、校舎に屋根をかけるとかして使える方法がありますので、そのあたりを今後どうやっていくかということで、考えて、対処できたらなと思っています。以上です。

（会長）はい。ありがとうございました。委員 7、如何でしょうか？何か御意見ございませんか？

（委員 7）新しく建て替えるのは簡単じゃないですが、古いものをいかに残していくかということで、よいところはたくさんあると思います。やはり昔からの建築を残していく必要があると思います。まあ、神社仏閣につきましても、近年新しい建物ができておりますけど、やはり木造の歴史ある建物を次の世代に残していくようなことが重要でないかと感じます。野中と永木の小学校に置いております民具につきましても、重要な民具につきましてもは保存していくとは思いますが、今の野中小学校の雨漏りにつきましても、定期的に覗いてみて、まあ雨漏り、バケツ一杯溜まっとったと言いますが、それを、先に雨漏りを止めていくのも大切なと思いますので、中山高校も満杯になったら大変だとは思いますが

ので、その点御検討いただけたらと思います。以上です。

(会長) はい。ありがとうございました。本日は、議題はありませんでしたけれども、報告事項について様々なご意見いただきました。事務局の方でも検討いただいて、今後の活動に活かしていただければと思います。それでは、時間を超過しましたけれども、これで私の進行を終えまして、事務局の方に進行をお返しいたします。お願いします。

5. 閉 会

(司会) はい。ありがとうございました。胡会長ありがとうございました。閉会にあたり、胡会長にご挨拶いただきます。

(会長) 失礼します。本日はみなさん長時間にわたり、いろいろ審議、ご意見いただきまして、ありがとうございました。またですね、今回初めての進行となりましたので、時間を超過しましたことをお詫び申し上げるとともに、次回はもう少しスムーズに進められるようにしたいと思います。よろしく願いいたします。今後ともよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

(一同) ありがとうございました。(拍手)

(司会) ありがとうございました。皆様ありがとうございました。審議会の議事録は完成次第送付いたします。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。それでは、令和7年度第1回伊予市文化財保護審議会を閉会いたします。本日は長時間にわたり、貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。外はお暑くなっておりますので、気をつけてお帰り下さいませ。